

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	北広島町 (34369)
地域名 (地域内農業集落名)	豊平地域 (烏帽子、柏尾、阿坂東郷、粒谷、宮前、保原、高岡、阿坂寺、城南、田中原、久保角、松崎、阿坂中郷、農和、橋詰、岩倉、都図、吉木寺組、吉木中組、久河内、日浦、戸坂、七曲、簾、山田、大谷、大釘、下郷、神田、日南郷、落合、別府、中和、長沢、若林、千丁原、西宗上組、西宗中組、西宗下郷、西宗上郷、中原中郷、中原寺郷、湯川谷、中原下郷、志路原上郷、志路原中郷、志路原打道、志路原寺組、志路原下組、海応寺、下石市郷、下石阿計郷、上石和波、上石中筋、志路原沖郷、上郷、東郷、中筋、西郷、大道、靱祖、水根、小林、牛尾原、かんな原、本郷下、本郷上、塩明、平の森、鶉木、中郷、堤、琴谷、空組、移木、庄原、細河内、田の原、都志見原、下組、大筒、寺組、後谷、前の谷、瀬山、八重)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1044.01 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	943.4 ha
② 田の面積	893.37 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	139.78 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	347.35 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

○ しばらくは認定農業者等により農地の新規引き受けを期待できるが、現状で地区内の農地すべてを担うにはおおよばないため、営農効率化・省力化(ICT化・スマート農業)などによる規模拡大や、新たな農地の受け手(入作を希望する認定農業者・認定新規就農者など)の受入れや育成への支援が求められる。
○ 高齢化の進展により認定農業者等への貸出し希望の増加が見込まれる中で、認定農業者等は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行ってまで貸し出す意思がないため、農地集積・集約化が滞るおそれがあることから、きめ細かな耕作条件改善への支援が求められる。
○ 地域の共用箇所(農道や水路など)の維持管理補修を含めた、農業生産活動等を継続するための活動への取組が求められる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

○ 減少傾向にある農業を担う者が、広大な農地を維持するためには、引き続き、水稻を中心とした土地利用型農業を維持・継続しながら、ほ場の特性に応じて、そば、大豆、牧草などで活用する。
○ 花壇苗、キャベツ、ネギ、ほうれん草などの園芸作物についても、引き続き面積拡大に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
豊平地域の農地は将来、担い手への面的集積を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	28.82	%	将来の目標とする集積率 28.82 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の農業者から農地を引き受ける依頼があった場合は、可能な範囲で応じる。			

(1) 農用地の集積・集団化の取組 ○ 地区の農地利用は、認定農業者が中心となり農地の集積・集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法 ○ 将来の経営農地の集積・集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組 ○ 農用地の集積や集約化、生産効率の向上や、その他の地域の営農にかかわる課題解決のため、施設・基盤整備等を促進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組 ○ 新たな農地の受け手(入作を希望する認定農業者・認定新規就農者)の受入れや育成への支援に努める。 ○ 新規に就農する若者や資本力を持った企業による経営規模拡大および農地の維持、拡大の支援に努める。また、SNS等を活用した情報発信により、多様な経営体の呼び込みに努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 ○ 効率化が期待できる作業については、農業者の実情に応じて委託を進める。

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

- ① 捕獲対策協議会や狢友会員と連携を図り、捕獲強化に取り組む。
- ② 環境保全型農業直接支払交付金などを活用し、有機農業や減農薬・減肥料に取り組む。
- ③ 農作業の効率化(省力化・低コスト化)のため、スマート農業機械を導入する。
- ⑦ 中山間地域等直接支払交付金制度などを活用し、農地、水路、農道の保全管理等を行う。
- ⑧ ほうれん草や花きなどの園芸作物の生産額を増加させるため、パイプハウスの新設等に努める。
- ⑨ 地域内で生産された飼料作物等を畜産農家へ供給し、飼料作物等を生産したほ場に堆肥を循環させる耕畜連携事業を推進する。

[illegible]

氏名等は個人情報のため非公開

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。